

常総市DX推進計画（第4次常総市地域情報化計画）策定業務事業者選定要領

1 趣旨

この要領は、「常総市DX推進計画（第4次常総市地域情報化計画）策定業務」の優先交渉権者を選定するため、企画提案書及び見積書（以下、「企画提案書等」という。）の記載内容等の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査の対象となる事業者

審査の対象となる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 常総市DX推進計画（第4次常総市地域情報化計画）策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」）の「2. 参加資格要件について」に掲げる要件を全て満たす者
- (2) 本要領の「4. 参加申込み及び参加資格審査について」に掲げる書類を提出期限までに全て提出した者

3 審査の方法

(1) 一次審査

① 審査方法（企画提案書等の記載内容）

企画提案書等の内容について審査し、参加申込者のうち二次審査に参加できる者（以下「一次審査通過者」という。）を3者程度選定する。

なお、見積額が、本要領の「1. (5)」に記載の提案上限価格を上回る場合には、一次審査の対象外とする。

② 審査項目及び配点

点数については、合計180点満点とし、審査項目及び配点は、以下のとおりとする。

○企画提案書による評価：160点 ・企画提案書第Ⅰ章～Ⅷ章に記載の事項	合計：180点
○見積書による評価：20点	

※審査結果における合格基準は、評価委員の合計得点の割合が6割以上とし、合格基準に達する者がいない場合は、本プロポーザルでの選定は行わないものとする。

(2) 二次審査

① 審査方法（企画提案書等及びプレゼンテーション）

企画提案書等に基づくプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションの持ち時間は50分間とする。なお、提出した企画提案書

の内容に沿って、30分以内で説明するものとし、その後の20分間で、審査委員及び事務局によるヒアリング（質疑応答）を行う。

※プレゼンテーションの内容を受け、一次審査の結果を修正することは認めないものとする。

※プレゼンテーションに際し、企画提案書等以外の新たな説明資料の提出は認めないものとする。

② 審査項目及び配点

点数については、合計200点満点とし、審査項目及び配点は、以下のとおりとする。

○企画提案書による評価：160点 ・企画提案書第I章～VI章に記載の事項	合計：200点
○見積書による評価：20点	
○プレゼンテーションによる評価：20点	

※審査結果における合格基準は、評価委員の合計得点の割合が6割以上とし、合格基準に達する者がいない場合は、本プロポーザルでの選定は行わないものとする。

4 優先交渉権者の選定

各評価委員の審査結果を集計し、点数の最も高い事業者を「優先交渉権者」として選定する。

優先交渉権者と交渉し、その協議が整った場合は、本業務に係る契約を締結する。

ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者と、次点交渉権者との協議が整わない場合は、第3位交渉権者と協議を行う。

※ 二次審査では、一次審査の結果に加え、プレゼンテーションにおける「提案内容の明確な説明」や「質問に対する的確な回答」がなされているかについても評価に加味する。

※ 評価点の最も高い事業者が2者以上あるときは、企画提案書の点数の高い者を、優先交渉権者とする。

5 その他

参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、審査の結果、審査委員の合計得点の割合が6割以上の場合は、その事業者を交渉権者とし協議を行う。